

歲末特別警戒

暖房器具などを使う機会が多くなり、火災件数が増加する季節となりました。市消防団では、防火対策の一環で、12月27日から30日まで、歳末特別警戒を実施します。期間中、消防車両が巡回し、啓発看板の設置など、各種防火広報活動を行います。火災は、皆さんの財産を奪うだけではなく、大切な思い出も奪います。一人ひとりが次のことを心掛け、火災を出さないように

あきる野市公園等整備に関する意見を公募する旨の件

△ 提出・問合せ 都市政策課  
(03-3558-1701) 宮城県  
FAX 022-217-6558  
E-mail 060101@akiruno-info.tokk.yo.jp

- 出掛けの前、就寝前には火の元を点検しましょう。
- 寝タバコや夕タバコの投げ捨ては、絶対にやめましょう。
- ガスコンロや暖房器具は、使い方に気をつけましょう。

- 提出方法：令和8年1月13日
- (火)(必着)までに、A4用紙などに意見、住所、氏名、電話番号を記入の上、送付してください。窓口、ファックス、メールでも受け付けます。
- ※ 窓口に提出する場合：土曜・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
- ※ 口頭での意見（電話、窓口）の受付は行いません。
- その他：提出された意見は、ガイドライン策定の参考とさせていただきます。個別に回答はしません。

## 市役所や施設などの年末・年始の休業期間

出生、婚姻、死亡などの戸籍に関する届出は、市役所の宿直室（市役所1階・入口は北東側）で受け付けます。  
※図書館の年末・年始休館は、6面をご覧ください。

施設名	令和7年12月							令和8年1月					
	26日(金)	27日(土)	28日(日)	29日(月)	30日(火)	31日(水)	1日(木)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)	
市役所・五日市出張所	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
増戸連絡所（横川観光ファインプラザ内）	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
五日市地域交流センター・五日市保健センター	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
五日市会館	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
秋川ふれあいセンター	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
児童館・学童クラブ	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
子育てステーションここの（トラストルピア2階）・ 子育てひろばいつかいち（五日市保健センター内）	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
秋川流域病児・病後児保育室 ぬくもり	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
S & D秋川キララホール	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
トラストルピア3階・4階（あきる野商工会を除く）	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
秋川体育館・中央公民館	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
横川観光ファインプラザ	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
市民プール	○	○	×	×	×	×	×	×	○※1	○※1	○	○	
いきいきセンター	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	
二宮考古館	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
五日市郷土館	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
戸倉体験研修センター（戸倉しろやまテラス）	← × (外壁改修工事中) →												
ふるさと工房五日市	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
武藏五日市駅前拠点施設（フレア五日市）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小宮ふるさと自然体験学校	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○※2	○		

※1 3・4日…時短開館（午前10時～午後5時）／※2 5日…施設貸出しのみ

あきる野市公園等整備・運営ガイドライン（案）は、あきる野市都市計画マスタープランで定めた公園緑地整備の方針に基づき策定するものです。都市公園等の整備や運営に関する総合的な解決を図り、厳しい財政状況の中で事業を効率的かつ効果的に推進していくため、公園の整備や運営に関する基本的な指針となります。

## ▽あさる野市公園等整備・運営ガイドライン（案）の主な構成

- 公園等整備・管理運営ガイド
  - ラインの概要
  - 市内公園を取り巻く状況
  - 公園整備・運営の基本的な考え方

日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や「国民年金保険料納付書」などが送付されます。20歳の誕生日から約2週間程度経過しても、案内が届かない場合は、お問い合わせください（厚生年金保険に加入している方は除く）。次に該当する方は手続きが必要です。

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方が加入し、保険料を納める制度です。老後の支えとしての役割だけでなく、病気やがで障がいが残ったときの障害年金や、亡くなつたときに配偶者や子どもが受けられる遺族年金など、万一のときの備えになります。詳しくは、窓口で配布しているパンフレット「知つておきたい年金のはなし」をご覧ください（二十歳を祝う会で配布します）。

▽問合せ 保険年金課年金係  
ねんきん加入者ダイヤル(二)  
〇五七〇・〇〇三・〇〇四)

▼ **持ち物** 基礎年金番号通  
書、マイナンバーカード（  
持ちでない方は、運転免許  
など本人確認書類）

※ 学生納付特例制度の申請は  
在学期間が分かる学生証か学  
生証明書（原本）を持参して  
ください。

▽ **申告期限** 令和8年1月30日（金）まで（土曜・日曜日、祝日を除く）

に用いている構築物や機械、置、備品などは、償却資産として固定資産税の対象です。令和8年1月1日現在、市で工場や商店などを経営する方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方で、償却資をお持ちの方は、申告してください。

から課税されなくなります。市  
屋を新築・増築して市の家屋調  
査がまだ終了していない方や  
家屋を取り壊した方は、連絡し  
てください。

## 家屋を新築・増築、取り壊された方へ

### 1月の市民相談（予約制・無料）

支約制の概説

随时、電話と窓口で予約を受け付けています。  
定員を超えている場合、次回以降の相談日の予約

※同一種類の相談を相談終了時まで複数回予約する事もできます。

※各相談の指定相談日は、変更する場合があります。

## ○市役所

- 相続・遺言など暮らしの手続相談（毎月第1金曜日）…9日(金)
  - 法律相談（毎月第2・第4火曜日）…13日(火)・27日(火)
  - 交通事故相談（毎月第2水曜日）…14日(水)
  - 登記相談（毎月第3金曜日）…16日(金)
  - 税務相談（毎月第2月曜日）…19日(月)
  - 行政相談（毎月第4水曜日）…28日(水)

○五日市出張所

  - 法律相談（毎月第1木曜日）…8日(木)
  - 人権身の上相談（毎月第4金曜日）…23日(金)

○時間 午後1時30分～4時30分

○その他 相談先が不明な場合などは、市職員が担当窓口の案内や専門の相談員を紹介する等解決に向けたお手伝いをします。

○予約・問合せ 市民課市民相談窓口係  
(清水・佐藤・山本・川村)